

こころのしおり

～精神の障害をお持ちの方とその御家族の方へ～



—令和2年3月改訂—

はじめに

この「こころのしおり」は、精神の障害をお持ちの方へ福祉施策や福祉サービス等について、概要や利用方法を紹介しております。各項目の内容は簡単な説明となっておりますので、詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

また、記載内容は、主に令和2年1月1日現在の内容をもとに作成しております。制度や利用方法等が変更になっている場合がありますので、詳しくは各担当窓口にて御相談ください。

※この「しおり」は、音声コードが印刷されております。音声コードとは、SPコードとも言い、各ページの下部に印刷されている四角形のコードで、専用の「活字文書読上げ装置」によって、このコードを画像処理し、音声で読み上げられますので、視覚障害をお持ちの方でも音声で印刷情報の内容を知ることができます。

この「しおり」に記載されている内容の全般的なお問合せ先

青梅市健康福祉部障がい者福祉課相談支援係

郵便番号	198-8701
住所	東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1（市役所1階11番窓口）
電話	0428-22-1111（代） 内線（2133・2134）
F A X	0428-22-3508（代）

も く じ

◇ 各種相談窓口 ◇ 1

- 1 精神保健福祉に関する相談 1
- 2 こころの悩みに関する相談窓口 1
- 3 休日・夜間診療情報 2
- 4 精神障害者のための権利擁護や
財産管理に関する相談 2
- 5 家族会・自主グループ 3
- 6 成年後見制度 3
 - (1) 制度の説明 3
 - (2) 相談窓口 3

◇ 障害者手帳 ◇ 4

- 1 身体障害者手帳・愛の手帳について 4
- 2 精神障害者保健福祉手帳について 4

◇ 医療費助成制度 ◇ 6

- 精神障害者を対象とした医療費助成 6
- 1 通院医療費の助成 6
 - 自立支援医療（精神通院） 6
 - 精神通院医療費助成（東京都） 6
 - 2 入院医療費の助成 8
 - 小児精神障害者入院医療費助成制度 8
 - 措置入院 8
 - 3 心身障害者医療費助成（マル障） 8

◇ 年 金 ◇ 9

- 1 国民年金保険料の法定免除 9
- 2 障害年金 9
 - (1) 初診日と障害認定日等 9

- (2) 年金の障害等級 9

- (3) 各種制度 10

◇ 手 当 ◇ 12

- 精神障害者を対象とした手当 12

◇ 障害福祉サービス ◇ 13

- 1 障害福祉サービスについて 13
- 2 利用方法 13
- 3 精神障害をお持ちの方が
利用できる主な制度 14
 - (1) 障害者総合支援法による
障害福祉サービス 14
 - (2) 地域生活支援事業 15
 - (3) 障害児通所支援 15

◇ 税金の控除・免除 ◇ 16

- 所得税・住民税の障害者控除 16
- 住民税の非課税 16
- 相続税の控除 16
- 贈与税の非課税 16
- 利子等の非課税 16
- 個人事業税の減免 16
- 自動車税・軽自動車税
- 自動車取得税の減免 17

◇ 交通機関等の優遇 ◇ 18

- 都営交通 18
- 民営バス 18
- タクシー 18
- 駐車禁止規制の適用除外 18

◇ 公共料金等の減免・免除 ◇ 19

1 公共料金等 19

NHK放送受信料の減免 19

都立公園等の無料入場 19

都立公園駐車場の無料利用 19

都立文化施設の無料入場

および駐車場の無料利用 19

海上公園等の無料入場 20

海上公園駐車場の無料利用 20

N T T無料番号案内(ふれあい案内) . . 20

携帯電話の割引サービス 20

映画館の入場料金 20

2 青梅市内の無料利用施設 21

◇ 日常生活の援護 ◇ 22

福祉バスの利用 22

ごみ袋の給付 22

下水道使用料の減免 22

◇ 住 宅 ◇ 23

1 都営住宅 23

2 市営住宅 23

◇ 日常生活の援助 ◇ 24

障害者世帯への貸付

(生活福祉資金貸付制度) 24

◇ 余暇活動 ◇ 25

1 スポーツ 25

(1) 障害者総合スポーツセンター . . . 25

(2) 障害者スポーツ大会 25

2 保養施設 25

◇ 職業関係 ◇ 26

1 公共職業安定所 (ハローワーク) . . 26

2 青梅市障害者就労支援センター . . . 26

3 職業能力開発センター 27

4 (公財) 東京しごと財団 28

5 精神障害者社会適応訓練事業 29

6 精神障害者総合雇用支援 29

◇ 青梅市内の医療機関 (精神関連) ◇ . . 30

1 精神病院 30

2 精神科診療所(クリニック) 30

3 訪問看護ステーション 31

◇ 青梅市内の事業所 ◇ 32

1 計画相談支援 32

2 地域移行支援 32

3 地域定着支援 32

4 宿泊型自立訓練 33

5 自立訓練 (生活訓練) 33

6 就労移行支援 33

7 就労継続支援 (A型) 33

8 就労継続支援 (B型) 33

9 生活介護 34

10 居宅介護 34

11 行動援護 34

12 短期入所 35

13 共同生活援助 (グループホーム) . . 35

14 放課後等デイサービス 36

15 児童発達支援 36

◇ 主な施設の地図 ◇ 37



◇ 各種相談窓口 ◇

1 精神保健福祉に関する相談

窓 口	電話番号・受付時間	内 容 等
青梅市役所 障がい者福祉課相談支援係 (1階11番窓口)	電話 0428-22-1111 内線 2133・2134・2137 平日 午前8時30分 ～ 午後5時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談 ・生活や人間関係、仕事等に関する相談 ・保健、医療、福祉に関する相談 ・障害福祉サービスや訪問看護等に関する相談 ・障害者虐待防止の通報・届け出窓口 ・発達障害、高次脳機能障害に関する相談
青梅市障がい者サポートセンター	電話 0428-30-0152 FAX 0428-30-0153 平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時 休館日 毎月第3月曜日、12/29 ～1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や人間関係、仕事、制度利用等の相談 ・交流室や創作活動・軽作業等の場の提供 ・スポーツ・レクリエーション等各種プログラムの実施 ・障害者虐待防止の通報・届け出窓口 ・発達障害、高次脳機能障害に関する相談
東京都西多摩保健所	電話 0428-22-6141 平日 午前9時～午後5時	<ul style="list-style-type: none"> ・未治療、医療中断している方の受診相談 ・思春期、ひきこもり、子供の心の問題に関する相談 ・アルコール・ギャンブル・薬物依存の相談 ・高齢者の方の精神保健（認知症等）に関する相談
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	電話 042-371-5560 平日 午前9時～午後5時 土日祝日、年末年始休み	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康、精神医療、社会復帰についての相談 ・アルコール・ギャンブル・薬物依存症の相談 ・ひきこもり等思春期・青年期問題の相談

2 こころの悩みに関する相談窓口

窓 口	電話・FAX番号等	受 付 時 間
東京都夜間こころの電話相談	03-5155-5028	午後5時～午後10時（年中無休） （受付は午後9時30分まで）
東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間（年中無休）
東京多摩いのちの電話	042-327-4343	午前10時～午後9時（年中無休） 毎月第3金曜日・土曜日は上記に加え午後9時～翌日午前10時
	自殺予防いのちの電話 0120-738-556	毎月10日 午前8時～翌午前8時
東京自殺防止センター	03-5286-9090	午後8時～翌朝5時30分 （年中無休） （火曜日は午後5時～午前2時30分） （木曜日は午後8時～午前2時30分）
東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～	0570-08-7478	午後2時～翌朝5時30分（年中無休）

3 休日・夜間診療情報

項目	相談窓口	内容
夜間・休日の精神科 救急医療相談	精神科救急医療情報センター 03-5272-0303 ※両センターとも電話番号は同じです。 精神科受信の相談の場合は、精神科救急 医療情報センターの担当者が対応しま す。	電話による精神科受診の相談は、専門職員が状況をお聞きしたうえで、必要があれば精神科救急の病院・診療所に連絡をしますので、そちらで受診をしてください。 平日（月曜日から金曜日）午後5時～翌午前9時まで 休日等 午前9時～翌午前9時まで
医療機関案内サービス 「ひまわり」	東京都保健医療情報センター 03-5272-0303 http://www.himawari.metro.tokyo.jp	保健医療福祉に関する事柄について専門相談員が相談に応じています。 平日（月曜日から金曜日）午前9時～午後8時まで 祝日、年末年始は除く 都内の医療機関の情報（診療科目・診療時間・夜間・休日の診療等）を自動応答または専門医療相談員等により案内しています。 毎日、24時間対応
救急車を呼んだ方が いいか迷ったとき	・東京消防庁救急相談センター #7119 （携帯電話・PHS・プッシュ回線） ・東京消防庁テレホンサービス 042-521-2323	・症状にもとづく、緊急性の有無のアドバイス ・受診の必要性に関するアドバイス ・医療機関案内 24時間（年中無休）

4 精神障害者のための権利擁護や財産管理に関する相談

制 度	窓口・電話番号	内 容 等
福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業 国：日常生活自立支援事業 都：地域福祉権利擁護事業	成年後見・権利擁護センター おうめ 0428-23-7868 平日 午前9時～午後5時	判断能力が不十分な状態の方の地域生活を支援します。相談は無料ですが、利用契約を結んだ後は利用料がかかります。 ①福祉サービスの利用援助 利用の手続きや料金の支払い、苦情解決制度利用の手続き等について助言・相談、代行や一部代理等の方法で援助します。 ②日常的金銭管理サービス 年金等の受取り手続き、公共料金などの支払い、預貯金の出し入れ等を行います。 ③書類等の預かりサービス 年金証書や権利証等の大切な書類を金融機関の貸金庫でお預かりします。 ※①を基本に、御本人の希望や状況等に応じて、②や③のサービスを合わせて利用することができます。

5 家族会・自主グループ

名 称	連 絡 先	主な活動内容	主な地域
全国精神保健福祉会連合会 (通称：みんなねっと)	03-6907-9211	・医療・福祉制度の充実を図るために、 国や行政への働きかけ ・月刊誌「みんなねっと」の発行 ・精神障がいについての啓発・普及活動 ・学習会や研修など、家族と家族会の支援	全 国
東京都精神保健福祉家族会連合会 (通称：東京つくし会)	事務局 03-3304-1108	相談、講演、出版活動、研修会、交流会等	東京都
青梅精神障害者家族会 ほっと・スマイル	世話人代表 080-5192-2270 事務局 090-7181-9856	定例会、講演会、支えあい・学習・運動、相談会等	青梅市
なんてんの会	090-3427-1960	高次脳機能障害者・遷延性意識障害者と家族の会。定例会、交流会等	青梅市他

6 成年後見制度

財産管理や相続、福祉サービスに関する契約をする必要があっても、自分でこれらの判断や手続をするのが難しい方や、自分に不利な契約を結んでしまい悪徳商法の被害にあう恐れがある方を保護し支援するのが成年後見制度です。

(1) 制度の説明

制 度	対 象 者	内 容
法定後見制度	病気や障害により判断能力が不十分な方	本人や配偶者、四親等以内の親族等の申立てにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら本人を法的に支援します。 本人の判断能力の程度に応じて以下の制度が選ばれます。 ①後見（こうけん） 判断能力が全くない方 ②保佐（ほさ） 判断能力が著しく不十分な方 ③補助（ほじょ） 判断能力が不十分な方
任意後見制度	判断能力があり、財産管理や契約等に将来的な不安がある方	将来に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理等に関する事務についての代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人役場で、公正証書によって結んでおくものです。 後に、本人の判断能力が低下した際には、任意後見人が、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見契約にもとづいて本人を代理して契約を行うことで、本人の意思を尊重した適切な保護や支援をすることができます。

(2) 相談窓口

成年後見・権利擁護センターおうめ：0428-23-7868

障がい者福祉課相談支援係：内線2133・2134・2137

◇ 障害者手帳 ◇

心身に障害をお持ちの方が、各種サービスを受けるために必要な手帳で3種類の手帳があります。

身体障害者（児）には『身体障害者手帳』、知的障害者（児）には『愛の手帳』、そして精神障害者には『精神障害者保健福祉手帳』がそれぞれ交付されます。

1 身体障害者手帳・愛の手帳について

手帳の種類	内 容	窓口・手続
身体障害者手帳	身体（肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方が、各種の援護を受けるとともに、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。	障がい者福祉課認定サービス係 内線 2135・2136
愛の手帳	知的障害の方が、いろいろな援護を受けるとともに、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。	<18歳未満> 立川児童相談所 042-523-1321 <18歳以上> 東京都心身障害者福祉センター 03-3203-6141 東京都心身障害者福祉センター 多摩支所 042-573-3311

2 精神障害者保健福祉手帳について

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
精神障害者 保健福祉手帳	<p>①精神障害のため日常生活や社会生活に支援を必要とされる方が、申請することにより審査の上、交付されます。</p> <p>②入院・在宅による区別や年齢制限はありません。</p> <p>③精神障害にかかる初診日から6か月を経過していることが条件です。</p>	<p>精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するものです。</p> <p>この手帳を持つことによりさまざまな支援が受けられ、精神障害を持つ方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。</p> <p><認定期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として2年です。 ・他道府県転入の方は、他の道府県で認定された手帳の有効期間の終期まで（始期は申請を受理した日） ・更新は、有効期限の3か月前から申請ができます。 <p><障害等級></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級から3級まであります。【別表1】 ・非該当となった場合は、不承認通知書を交付します。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳の内容に変更が生じたときは、速やかに届出をしてください。【別表3】 	障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134
	<p><手続に必要なもの></p> <p>①申請書</p> <p>②診断書（精神障害にかかる初診日から6か月を経過し、診断書の診断日が3ヶ月以内のもの）または精神障害にかかる障害年金証書等の写しと同意書</p> <p>③印鑑</p> <p>④顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可）</p> <p>⑤現在お持ちの手帳（変更、更新、返還の方）</p> <p>⑥個人番号（マイナンバー）※を確認する書類と身元を確認する書類 （例：個人番号カード、個人番号通知カードと免許証等の写真付きの公的証明書）</p>		

【別表1】障害等級と障害の状態

等級	障害の状態
1級	他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度（障害年金1級相当） （※① 精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不可能ならしめる程度のもの）
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度（障害年金2級相当） （※② 精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることが必要とする程度のもの）
3級	日常生活または社会生活に制限を受けるか、日常生活または社会生活に制限を加えることを必要とする程度（障害年金3級相当より対象範囲が若干広い） （※③ 精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）

※①、②、③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条（精神の状態）より

【別表2】自立支援医療費制度と同時申請

同時申請の内容	同時申請ができる条件
手帳の申請をする時、手帳用診断書で自立支援医療費制度も同時に申請することができます。 ただし、診断書は、自立支援医療の指定医療機関が作成したものに限り、また「重度かつ継続」を申請する場合には、別途、医師の意見書が必要な場合もありますので御相談ください。 なお、自立支援医療費制度の認定期間は1年です。	①自立支援医療費制度を新規申請する場合 （過去に自立支援医療費制度を申請したことがあるが現在、有効期限が切れた方も含む） ②自立支援医療費制度と精神障害者保健福祉手帳の更新申請可能期間が重複している場合

【別表3】各種変更（手帳を交付された後、次の事柄があった場合は手続きが必要です。）

項目	内容	窓口・手続
住所の変更	・市内に転居したとき	障がい者福祉課相談支援係 内線 2133・2134
	・都内へ転出したとき	
	・都外へ転出したとき	
氏名の変更	・氏名が変わったとき	障がい者福祉課相談支援係 内線 2133・2134
等級の変更	・障害年金の等級が変わったとき ・障害の状態に変化があったとき	
再交付の申請	・手帳を紛失、汚損または破損したとき	
手帳の返還	・手帳の所持者が死亡したとき ・手帳が不要となったとき	

◇ 医療費助成制度 ◇

精神障害者を対象とした医療費助成

1 通院医療費の助成

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
自立支援医療 (精神通院) (国制度)	医療保険等に加入されている方および生活保護受給者 で次に該当する方 ①精神疾患を理由として、 通院による精神医療(てんかんを含む。)を継続的に要する方(年齢制限はありません) ②指定医療機関において精神医療を担当する医師によって病院または診療所 に入院しないで行われる 通院医療を要する方	<認定期間> ・原則として1年です。 ・他の道府県転入の方は、前住地で認定された受給者証の有効期間の終期まで有効です。(始期は申請を受理した日) ・更新は有効期限の3か月前から申請ができます。 <負担割合> ・原則1割負担です。利用者本人の収入や世帯の所得、疾患等に応じて月額負担上限額【別表1・3】が設定されます。 <世帯の単位> ・住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を、同一世帯とします。【別表2】 <所得の条件> ・世帯の区市町村民税が、「一定所得以上」の方は、「高額治療継続者(重度かつ継続)」に該当する場合のみ制度の対象となります。 ※保険医療に限ります。 ※非課税世帯の方には、この自己負担をさらに助成する制度が別にあります。(下記制度参照)	障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134
精神通院 医療費助成 (東京都制度)	自立支援医療(精神通院)受給者かつ区市町村民税非課税世帯の方(所得区分が「低所得1」もしくは「低所得2」の方)で、社会保険加入者、後期高齢者医療制度加入者もしくは国民健康保険組合加入者の方 ※都内区市町村の国民健康保険に加入の方は、同様の自己負担軽減策(国保受給者証)があります。	・自立支援医療費の患者自己負担1割部分(自己負担上限額2,500円または5,000円を限度)を助成します。 ※都外の医療機関等が東京都の医療費助成制度の取扱いをしていない場合は、下記の手続きを行うことで助成額(自己負担金額)が戻ります。 <社会保険加入者・後期高齢医療加入者・国民健康保険組合加入者> 「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」の「療養証明欄」に医療機関等の証明を受け、必要事項を記入の上、東京都に請求してください。 <国民健康保険加入者> 領収書、認印、本人名義の口座のわかるものを持参し、保険証発行の区市町村(青梅市の場合は、保険年金課給付係)窓口へお越しく下さい。	<社会保険加入者・後期高齢医療加入者・国民健康保険組合加入者> 障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134 <国民健康保険加入者> 保険証発行の区市町村 ※青梅市の場合 保険年金課 給付係 内線 2116・2119

【別表1】 自立支援医療の所得区分と自己負担額

所得区分	所得の条件	重度かつ継続	負担上限月額	その他
生活保護	生活保護世帯	/	0円	自己負担額を助成する制度があります。
低所得1	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の方		2,500円	
低所得2	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円を超える方		5,000円	
中間所得層1	区市町村民税（所得割）額の合計が3万3千円未満の世帯	該当	5,000円	
中間所得層2	区市町村民税（所得割）額の合計が3万3千円～23万5千円未満の世帯	該当	10,000円	
中間所得層	区市町村民税（所得割）額の合計が23万5千円未満の世帯	非該当	医療費の1割 (負担上限額なし)	
一定所得以上	区市町村民税（所得割）額の合計が23万5千円以上の世帯	該当	20,000円	※経過的特例措置期間は、制度の対象になりません。
		非該当	対象外（制度は受けられません。）	

※経過的特例措置は、令和3年3月31日まで延長されることになりました。

【別表2】 世帯と提出する所得の対象者

受診者が加入の保険	世帯を確認するのに必要な書類	提出する所得の対象者
生活保護	生活保護受給証明書（世帯全員の記載があるもの）または生活保護決定通知書	/
国民健康保険 後期高齢者医療制度 国民健康保険組合	受診者と同一の加入関係にある方全員の被保険者証の写し	世帯全員
社会保険	受診者の被保険者証の写しと被保険者本人の被保険者証の写し	被保険者本人

【別表3】 重度かつ継続（高額治療継続者）

「重度かつ継続」の対象者	提出に必要な書類
疾病、症状等から対象となる方 ①症状性を含む器質性精神障害(F0) ②精神作用性物質使用による精神および行動の障害(F1) ③統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害(F2) ④気分(感情)障害(F3) ⑤てんかん(G40) ⑥その他、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断したもの	原則、診断書で「重度かつ継続」の審査を行うため不要です。 ※該当の有無については、主治医に御相談ください。
疾病に関わらず、高額な費用負担が継続する方(多数該当) 医療保険で高額療養費が申請日を含む前12か月に、支給回数が3回以上の方	高額療養費が3回以上あることを証明する書類 <例>高額療養費決定通知書

※ 中間所得層以上の方で上の表に該当する方は、「重度かつ継続」の対象者です。

※ 「生活保護世帯」と「非課税世帯」の方は、重度かつ継続（高額治療継続者）の判定は不要です。

<その他>

・受給者証の内容に変更が生じたときや、受給者証を返還するときは、速やかに届出をしてください。

2 入院医療費の助成

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
小児精神障害者入院医療費助成制度 (東京都制度)	医療保険等に加入されている方で次に該当する方 ①東京にお住まいの方 ②精神疾患のため精神科病床にて入院治療を必要としている満18歳未満の方 (入院治療を継続して行う場合は、満20歳の誕生月の末日まで延長が可能)	<p><認定期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として1年です。 ・認定期間内であっても退院した時点で助成は終了となりますので、再度入院される場合は申請が必要です。 <p><助成内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の医療に必要な費用について各種保険を適用し、その自己負担額の全額を助成します。 (入院時の食事標準負担額を除く。) <p><手続きに必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成申請書(所定様式) ・診断書(診断日から1か月以内)(所定様式) ・保険証 ・住民票(申請より1か月以内の発行で世帯全員のもの) ・印鑑 ・遅延理由書(治療見込期間の初日が申請月以前のとき) <p>※保険医療に限ります。</p>	障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134
措置入院	入院しなければ、自傷・他害のおそれがある精神障害者	入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれがあると判断され、二人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致した場合、知事命令により強制的に国または都道府県の設置した精神病院または指定病院に入院させる制度です。 医療費の自己負担分は原則として公費負担となります。ただし、本人およびその扶養義務者の所得税が147万円を超える場合は2万円を上限として自己負担があります。	各精神病院 各指定病院

3 心身障害者医療費助成(マル障)

制 度	対 象 者	内 容	制 限	窓口・手続
心身障害者医療費助成(マル障)	精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者	医療を受ける際、保険適用後の自己負担額の一部を助成します。	<p>次の方は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療保険未加入の方 ②生活保護を受けている方 ③医療保険自己負担がない施設に入所している方 ④65歳以上の方(新規申請の方) ⑤後期高齢者医療の受給者で住民税が課税されている方 ⑥所得制限基準額を超える方 	精神障害者保健福祉手帳、保険証、印鑑を持って申請しマル障受給者証の交付を受けてください。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132

◇ 年 金 ◇

1 国民年金保険料の法定免除

すでに障害基礎年金1級または2級を受給（受給権発生）されている方は、届出により保険料を免除することができます。法定免除があります。保険年金課国民年金係または年金事務所でお手続きしてください。

2 障害年金

障害年金は、病気やけがによって日常生活や就労で制限されるようになった場合に、原則、障害認定日※2 を経過し20歳誕生日の前日以降に請求することができます。保険料が納付されているなどの納付要件※3 が設けられており、承認されると受け取ることができる年金です。

また、障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、初診日※1 に加入していた年金制度により手続きが異なります。国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」に手続・請求します。

(1) 初診日と障害認定日等

初診日※1	障害の原因となる <u>病気</u> や <u>ケガ</u> について、初めて医師に診療を受けた日
障害認定日※2	障害の程度の認定を行う日をいい、初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその病気やケガが治った場合はその日（症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む）
納付要件※3	保険料の納付（免除を含む）が、初診日の属する月の2か月前までの期間のうち3分の2以上あること、または初診日がある月の2か月前までの直近1年間に未納がないこと

(2) 年金の障害等級（身体障害者手帳の等級とは異なります）

等 級	内 容	制 度	
		障害基礎年金	障害厚生年金
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の状態	○	○
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態	○	○
3 級	労働が著しい制限を受けるか、労働に著しく制限を加えることを必要とする程度の障害を残す状態、および有する状態	該当なし	○
障害手当金	労働が制限を受けるか、労働に制限を加えることを必要とする程度の状態	該当なし	○

(3) 各種制度

初診日等による対象者	制 度	●障害の状態・○その他の制限	手続・お問合せ
20歳前の方	障害基礎年金	<p>●障害の状態が、年金の障害等級1級または2級に該当していること</p> <p>○所得が基準額を超える場合は半額または全額が支給停止されます。</p>	保険年金課国民年金係 内線 2112・2113
国民年金加入中の方、または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない間に初診日※1がある方	障害基礎年金	<p>●障害の状態が、年金の障害等級1級または2級に該当していること</p> <p>○納付要件※3を満たしていること</p>	<p>第1号被保険者の方→ 保険年金課国民年金係 内線 2112・2113</p> <p>第3号被保険者の方→ 日本年金機構 青梅年金事務所</p>

初診日等による対象者	制 度	●障害の状態・○その他の制限	手続・お問合せ
厚生年金の加入中である方 (共済組合)	障害厚生年金 (障害共済年金)	<p>●障害の状態が、年金の障害等級1級、2級または3級のいずれかに該当していること</p> <p>○納付要件※3を満たしていること</p> <p>○年金の障害等級1級または2級に該当する方は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます</p>	<p>日本年金機構 青梅年金事務所</p> <p>各共済組合 (平成27年9月30日以前に初診日がある場合)</p>
	障害手当金 (障害一時金)	<p>●病気やケガが初診日から5年以内に治り(症状が固定)、障害厚生年金を受けることができない軽い障害が残っていること</p> <p>○納付要件※3を満たしていること</p>	
国民年金に任意加入していなかったことで障害基礎年金等を受給していない①または②の方 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生(昼間部のみ) ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金(共済組合等)の加入していた方の配偶者	特別障害給付金	<p>●国民年金に任意加していなかった期間内に初診日※1があり、65歳に達する日の前日までに、年金の障害等級1級または2級に該当し、請求すること</p> <p>○老齢年金等を受給されている場合、または所得が基準額を超える場合は支給が制限されます</p>	保険年金課国民年金係 内線 2112・2113

制 度	対 象 者	制 限 等	窓 口 ・ 手 続
心 身 障 害 者 扶 養 共 済	<p>次の保護者および障害者の要件を満たしている方 ※保護者が加入者になります。</p> <p>(保護者)</p> <p>①次のすべての要件を満たしている方</p> <p>ア 障害者の保護者である。</p> <p>イ 東京都内に住所がある。</p> <p>ウ 加入年度の初日(4月1日)の年齢が 65 歳未満である。</p> <p>エ 特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態である。</p> <p>(障害者)</p> <p>①次のいずれかの障害を有している方</p> <p>ア 知的障害者</p> <p>イ 身体障害者(1～3級)</p> <p>ウ 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記アまたはイと同程度と認められる方</p> <p>②年間所得が 462 万 1 千円を超えないこと</p>	<p>(制度の概要)</p> <p>保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害者に終身一定額の年金が支給されます。</p> <p>※その他、詳細は窓口へお問い合わせください。</p>	<p><各種手続></p> <p>障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132</p> <p><制度内容等></p> <p>東京都福祉保健局 扶養共済担当 電話 03-5320-4148</p>



◇ 手 当 ◇

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
特別障害者手当 (国制度)	<p>重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方。</p> <p>①おおむね身体障害者手帳1～2級程度と、おおむね愛の手帳1～2度程度でかつそれらが重複している方。</p> <p>②またはこれらと同等の疾病、精神障害の方。</p> <p>障害者手帳を取得していなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は基本的に非認定となります。</p>	1人 月額 27,350円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>① 施設に入所している方</p> <p>② 3か月を超えて長期入院している方。</p> <p>③ 所得制限基準額を超える方。</p> <p>④ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当を受給されている方。</p>	障がい者福祉課 庶務係 内線 2131・2132
障害児福祉手当 (国制度)	<p>重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方。</p> <p>①おおむね身体障害者手帳1級～2級の一部、愛の手帳1度～2度程度の児童。</p> <p>②またはこれらと同等の疾病、精神障害の児童。</p>	1人 月額 14,880円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方。</p> <p>②障害年金を受給している方。</p> <p>③所得制限基準額を超える方。</p>	障がい者福祉課 庶務係 内線 2131・2132
特別児童扶養手当 (国制度)	<p>次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父・母または養育者</p> <p>①1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね1～2級程度 ・愛の手帳1～2度程度 <p>②2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね3級程度 ・愛の手帳おおむね3度程度 (指定の診断書の提出が必要) <p>③上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害のある方。 (指定の診断書の提出が必要)</p>	<p>1級(重度)</p> <p>1人 月額 52,500円</p> <p>2級(中度)</p> <p>1人 月額 34,970円</p>	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方。</p> <p>②児童の障害を支給自由とする公的年金を受給している方。</p> <p>③所得制限基準額を超える方。</p>	障がい者福祉課 庶務係 内線 2131・2132



◇ 障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児通所支援 ◇

1 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスとは、障害のある方が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。障害者総合支援法に基づき日常生活に必要な支援・援助を受ける「介護給付」、自立した生活を送ることができるよう必要な知識や技術を習得する「訓練等給付」に大別されます。

また、障害福祉サービスとは別に、市区町村が独自で実施する「地域生活支援事業」があります。

2 利用方法

手 続 方 法		窓口・手続
①相談・申請	障がい者福祉課に御相談いただき、サービスの必要があれば、申請をします。	障がい者福祉課 ①～③ 相談支援係 内線 2133・2134 ④と⑤ 認定サービス係 内線 2135・2136
②調査	障害者の心身の状況を把握するための80項目の調査に加え、日中の活動状況、本人・家族・介護者の状況、サービス利用意向、居住環境等に関する調査を行い、医師の意見書を提出します。	
③審査・判定	勘案事項調査や概況調査等を踏まえ、障害支援区分認定審査会において、障害支援区分が認定されます。障害支援区分の認定内容を踏まえ、どのくらいのサービスが必要か検討を行います。	
④利用計画案の作成	指定特定相談支援事業者に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらい、それを市役所へ提出します。	
⑤決定・通知	サービスの支給量等が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。	
⑥事業者と契約	サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行います。	
⑦サービスの利用開始	サービス利用開始となります。サービス利用の対価として、利用者負担金（原則1割）を支払います。	



3 精神障害をお持ちの方が利用できる主な制度

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

対象者は、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、手帳をお持ちの方と同等の支援が必要と判断される方です。

体系	種類	サービスの内容等
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	行動援護	障害者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者が疾病その他の理由により、介護ができないときに障害者の方を短期間施設に入所をさせ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な保護を行います。
日中活動系サービス	自立訓練	(機能訓練) 身体障害のある障害者が、障害者支援施設等に通所したり、またはヘルパー等が障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
		(生活訓練) 知的障害または精神障害のある障害者が、障害者支援施設等に通所したり、またはヘルパー等が障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のための必要な相談、その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援	A型(雇用型) 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。(雇用における最低賃金が保証されます。)
		B型(非雇用型) 通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方に対し、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に訪問を行い、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	
居住系サービス	施設入所援助	主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の援助を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス利用計画の見直し(モニタリング)を行います。
	地域移行支援	入所施設に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

体系	種類	サービスの内容等
地域生活支援事業	地域活動支援センター事業（障がい者サポートセンター）	障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
	移動支援事業	社会に参加する利用目的をもつ人で、障害によって一人での外出ができない場合、目的地まで同行する支援を行います。ただし、通勤や通学、通院等の通年にわたる利用目的においては使用できません。
	日中一時支援	家族等が、一時的に自宅で介護が行えなくなった場合に宿泊を伴わない日中の時間の介護を行います。（日帰りショートステイ）

(3) 障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童福祉法にもとづき障害のある児童や未就学児に対して、施設等に通所し、日常生活における必要な訓練等を受けられるものです。

体系	種類	サービスの内容等
障害児通所支援	児童発達支援	障害児（未就学児）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。



◇ 税金の控除・免除 ◇

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、税金の控除や免除が受けられます。控除を受けるためには、申告が必要です。ですので手続きをしてください。

制 度	該当等級	控除・免除の内容	窓口・手続
所 得 税 住 民 税 の 障 害 者 控 除	(障害者控除) 2級 3級	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者本人が障害者手帳をお持ちの場合は、本人の所得から控除されます。 ・控除対象配偶者や扶養親族が障害者手帳をお持ちの場合は、納税者の所得から控除されます。 ・所得控除額 所得税 27万円 住民税 26万円 	<p><確定申告の方> 青梅税務署 0428-22-3185</p> <p><源泉徴収の方> 勤務先の給与担当</p>
	(特別障害者控除) 1級	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者本人が1級の障害者手帳をお持ちの場合は、本人の所得から控除されます。 ・控除対象配偶者や扶養親族が1級の障害者手帳をお持ちの場合は、納税者の所得から控除されます。さらに同居の場合は、特別障害者扶養控除(配偶者を含む。)の加算があります。 ・所得控除額 所得税 40万円 住民税 30万円 <p>※なお、扶養している特別障害者が同居している場合は、同居特別障害者控除として、さらに所得が控除されます。</p>	<p>青梅税務署 電話相談センター 0428-22-3185 (音声ガイダンスに従い、「1」を選択すると電話相談センターにつながります。)</p> <p>※所得税の申告をすれば住民税の申告もしたものとみなされます。</p>
住 民 税 の 非 課 税	1級～3級	<p>前年中の合計所得金額が、125万円以下の方は、本人が障害者であることの申告をすることにより、住民税(市民税・都民税)が課税されません。</p> <p>※所得税で本人が障害者であることを申告している場合は、住民税への届出は不要です。</p>	市民税課市民税係 内線 2172・2173・2174
相 続 税 の 控 除	1～3級	<p>満85歳未満の障害者が相続人となる場合、障害の程度に応じた額が控除されます。</p> <p>※被相続人の死亡後10か月以内に申告してください。</p>	青梅税務署 0428-22-3185
贈 与 税 の 非 課 税	1級	<p>特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合には、信託受益権の価格(信託財産の価格)のうち、6千万円までの金額については贈与税が課税されません。</p>	青梅都税支所 0428-22-1152
利 子 等 の 非 課 税	1～3級	<p>マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。</p>	各関係金融機関
個 人 事 業 税 の 減 免	1～3級	<p>納税者本人または扶養親族等が障害者で、前年中における総所得額(青色申告特別控除前)が、370万円以下である場合は減免されます。(1人につき5,000円、特別障害者は1人につき10,000円)</p>	<p>八王子都税事務所個人事業税係 042-644-1114</p> <p>※詳しくは、主税局課税部 課税指導課へ 03-5388-2969</p>

制 度	該当等級	控除・免除の内容	窓口・手続
自動車税 軽自動車税 (環境性能 割・種別割) の減免	1級で、自立 支援医療(精 神通院)を受 けている方	<p>障害者一人につき一台減免されます。 (軽自動車等も含む全ての自動車のうち一台に限ります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象の自動車 障害者または生計を一にする方が所有し、障害者自身が運転または生計を一にする方がその障害者の通院等のために運転する車 ・新たに自動車を購入し自動車税(種別割)が課税された場合は登録(取得)の日から1か月以内に自動車税事務所へ手続きしてください。 ・すでに自動車を所有している場合は、当該年度の4月1日から納期限までに、自動車税事務所または都税事務所へ手続きしてください。 ・軽自動車税(種別割)の減免申請は、納期限までに、市民税課に手続きしてください。 ・環境性能割は自動車税事務所が窓口ですが、購入先に相談されることをお勧めします。 (1か月以内に手続きが必要です。) <p>※上記のほか、構造上もっぱら障害者の方のために使用する自動車等に係る、自動車税等も減免の対象となります。減免の内容等について、詳しくは各窓口へお問合せください。</p>	<p><自動車税(種別割)> <環境性能割> 八王子自動車税事務所 042-691-6351</p> <p>東京都 自動車税コールセンター 03-3525-4066</p> <p>自動車税テレホンサービス 03-5946-6728</p> <p>青梅都税支所 0428-22-1152</p> <p><軽自動車税(種別割)> 市民税課庶務係 内線2171</p>



◇ 交通機関の優遇 ◇

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受けられるサービスは、次のとおりです。

制 度	該当等級	無料・割引の内容	窓口・手続
都 営 交 通 ・電車 ・バス ・地下鉄 ・日暮里 ・舎人ライナー	1～3級 (本人のみ) シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外	無料で乗車できる乗車証を発行します。 <乗車券の種類> ・ICカード(PASMO) ・磁気券 ・紙券 1.利用区間 都営交通(都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの全運行区間) 2.有効期限:発行日から2年間 継続手続は有効期限の13日前からできます。 3.利用方法 運賃支払の際に係員から提示を求められたら、精神障害者保険福祉手帳の写真が貼付されたページと一緒に乗車証を提示してください。	申請書に必要事項を記入し、「無料乗車券」の交付を受けてください。 <発行窓口> ICカード・磁気券については都営地下鉄、または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で発行します。 紙券については、都電・都バスの定期券発売所または障がい者福祉課の窓口で発行します。 内線 2133・2134
民 営 バ ス	1～3級 ※東京都が発行する写真が貼付された手帳であること	①割引率 乗車券 50% (10円単位は四捨五入) ②利用できる交通機関 東急、西武、小田急、京王、東武、京成、京浜急行、関東、国際興業、立川、西東京、神奈川中央交通等 ③取扱い区間 東京都の区域内に路線(他県へ乗り入れている路線を含む。)を有する民営バス ④利用方法 ・運賃支払の際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付されたページを、乗務員に提示してください。 ・バス共通カード・パスモ・スイカを御利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員に申し出てください。	障がい者福祉課相談支援係 内線 2133・2134 ・写真が貼付されていない手帳では割引を受けられません。 ・他の都道府県から交付された手帳をお持ちの方は対象になりません ・介護人は割引の対象になりません。 ・高速バス、空港連絡バス、深夜バス、急行バスは除きます。
タ ク シ ー	障害者手帳をお持ちの方	割引率 10% (10円未満の端数は切り捨て) ※一部取扱いをしているタクシー会社がありますので、乗車前に御確認ください。 ※乗車時に障害者手帳を呈示してください。	東京ハイヤー・タクシー協会 03-3264-8080
駐車禁止規制の適用除外	1級で、自立支援医療(精神通院)を受けている方	障害者が自分で運転する場合または同居の親族または介護者の運転する車に同乗した場合、ステッカーを車の前面に提出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から、原則として除外されます。 ※その他要件等についての詳細は、窓口へお問合せください。	障害者の方の居住地を管轄する警察署へ申請してください。 <持ち物> ・障害者手帳 ・住民票の写し(発行から3ヶ月以内のもの) ・認印 青梅警察署交通課 0428-22-0110 警視庁駐車対策課駐車対策第一係 03-3581-4321(代)

◇ 公共料金等の減免・免除 ◇

1 公共料金等

制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
NHK放送 受信料の減免	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
	世帯主で受信契約者の方が精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの場合	半額免除	※詳しくは、NHKふれあいセンターへ 0570-077-077
都立公園等 の無料入場	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその付添者（必要な範囲に限る。）	入場料：無料 恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、多摩動物公園、神代植物公園、旧芝離宮恩賜庭園、浜離宮恩賜庭園、清澄庭園、小石川後樂園、六義園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園	公園窓口で手帳を呈示し申請してください。 東京都建設局公園緑地部公園課 03-5320-5376
都立公園 駐車場の 無料利用	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその付添者	駐車場：無料 代々木公園、砧公園、上野恩賜公園、水元公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、葛西臨海公園、駒沢オリンピック公園、府中の森公園、夢の島公園、木場公園、東綾瀬公園、舎人公園、潮風公園、篠崎公園、大泉中央公園、宇喜田公園、大島小松川公園、城北中央公園、武蔵野公園、武蔵国分寺公園、武蔵野の森公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、武蔵野中央公園、汐入公園、中川公園、簗花恒春園	駐車場窓口で手帳を呈示し申請してください。 東京都公園協会 03-3232-3138 ※障害者団体利用の場合は、使用料免除申請書を提示することで無料
都立文化施設 の無料入場 および駐車場の 無料利用	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその付添者 ※付添者の人数は施設によって異なります。事前連絡が必要な施設がありますので、あらかじめお問い合わせください。	入場料および駐車場：無料 ① 東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館 ② 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京都辰巳国際水泳場、若州海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、 ③ 東京スポーツ文化館、 ④ 高尾の森わくわくビレッジ ※一部有料となる場合があります。	受付窓口で手帳を呈示し申請してください。 ① 東京都生活文化局文化振興部企画調整課 03-5388-3158 ② 東京都リハビリテーション局スポーツ施設管理系 03-5388-1337 ③ 東京スポーツ文化会館 03-3521-7321 入場は手帳の呈示不要、利用料は別途必要となります。 ④ 高尾の森わくわくビレッジ 042-652-0911 入場・駐車場利用とも手帳の呈示不要、利用料は別途必要となります。

制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
海上公園等場の無料入場	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその付添者（原則1名、必要な範囲に限る。）	入場料：無料 東京港野鳥公園	公園窓口で手帳原本を呈示し申請してください。 東京港野鳥公園管理事務所 03-3799-5031
海上公園等場の駐車場の無料利用	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（手帳の写しは不可）	① 辰巳の森海浜公園（1号） ② 若洲公園キャンプ場（キャンプ・BBQ・貸自転車） ③ 若洲海浜公園（釣り・サイクリング） ④ 大井ふ頭中央海浜公園（1号・2号）、城南島海浜公園（1号・2号） ⑤ お台場海浜公園（1号・2号）、シンボルプロムナード公園（A棟・B棟）	駐車場窓口で、手帳を呈示し申請してください。 ① 東京港埠頭株辰巳の森海浜公園管理事務所 03-5569-8672 ② 東京港埠頭株若洲公園キャンプ場 03-5569-6701 ③ 東京港埠頭株若洲海浜公園 03-3522-3225 ④ 東京港埠頭株公園事業部企画開発課 03-3599-7461 ⑤ 株式会社東京レポートセンター 03-5500-5672 東京港埠頭株公園事業部企画開発課 03-3599-7461
NTT無料番号案内（ふれあい案内）	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	NTTにあらかじめ申請することにより104の電話番号案内を無料で利用できます。 サービスの詳細はお問い合わせ下さい	NTTふれあい案内 0120-104-174
携帯電話の割引サービス	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	基本料金や各種サービスなどの割引が受けられるようですがサービスの詳細は、各携帯電話会社へ直接お問い合わせ下さい。	各携帯電話会社
映画館の入場料金	精神障害者手帳をお持ちの方および付き添いの方	入場料金が割引されます。 付添いの方の人数については窓口で御確認ください。	窓口で手帳を呈示して割引の適用を受けてください。 問い合わせは各映画館へ。

2 青梅市内の無料利用施設

以下の施設について、窓口到手帳を呈示すれば無料で利用できます。

施設名	対象者	所在地等	窓口・手続
青梅市立美術館	手帳所持者 ※一部介助者も対象	入館料：無料 ※介助者（1名）も無料 所在地 青梅市滝ノ上町1346-1	青梅市立美術館 電話 0428-24-1195
青梅市吹上しょうぶ公園		入場料：無料 所在地 青梅市吹上425 ※介助者（1名）も無料	商工観光課観光係 内線 2343
住友金属鉦山アリーナ青梅（青梅市総合体育館）		使用料：無料 ※個人利用 所在地 青梅市河辺町4-16-1	住友金属鉦山アリーナ青梅（青梅市総合体育館） 電話 0428-24-7721
青梅市営プール		使用料：無料 所在地 東原公園水泳場 青梅市今寺5-11 わかぐさ公園こどもプール 青梅市河辺町8-14-3	住友金属鉦山アリーナ青梅（青梅市総合体育館） 電話 0428-24-7721
青梅鉄道公園		入場料：無料 所在地 青梅市勝沼2-155	青梅鉄道公園 電話 0428-22-4678

上記以外の施設については、直接施設へお問合せください。



◇ 日常生活の援護 ◇

制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
福祉バスの利用	<p>在宅で生活している方で車いす利用者または自力での歩行や公共交通機関を利用することが困難な方で、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方</p> <p>※施設に入所している方は対象外です。</p>	<p>車いすを使用する等、歩行が困難な心身に重度の障害をお持ちの方が外出するときに、リフト付ワゴン車により輸送サービスを利用できます。 事前の利用登録が必要です。</p> <p><利用限度回数> 1か月8回（往復して1回）以内 （翌月への繰越不可） 片道利用は0.5回とする。</p> <p><利用距離> 片道50km以内（走行距離）</p> <p><利用目的> 通院、社会福祉団体等の行事参加</p> <p><運行時間> 午前8時30分～午後5時 年末年始（12/31～1/3）を除く毎日</p>	<p><利用登録申込み> 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132</p>
市指定収集袋の減免	<p>精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる市民税非課税世帯</p>	<p>年間当該枚数の指定収集袋を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ袋 60枚 ・燃やさないごみ袋 10枚 ・容器包装プラスチックごみ袋 30枚 <p>次の条件で、すでに減免を受けている場合は対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①65歳以上のみの市民税非課税世帯 ②生活保護受給世帯 ③児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯 ④身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方がいる市民税非課税世帯 ⑤愛の手帳1度または2度もしくは同程度の療育手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯 <p>※上記枚数は4月または5月申請の場合です。申請月によって交付枚数が異なります。</p> <p>※担当窓口へ手帳と認印をお持ちください。</p>	<p>清掃リサイクル課清掃係 内線 2513・2514・2515</p>
下水道使用料の減免	<p>精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる市民税非課税世帯</p>	<p>1か月あたり汚水排出量8立方メートルまでの使用料が免除されます。</p> <p>次の方は対象外となります。 生活保護、児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯ですすでに下水道使用料の減免を受けている世帯、下水道使用料の滞納がある世帯</p>	<p>下水管理課業務係 内線 2642・2643</p>

◇ 住 宅 ◇

1 都営住宅

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 ・ 手 続
家 族 向 向 単 身 者 (抽選方式)	① 乙優遇 申込者または同居親族が精神障害者保健福祉手帳(1～2級)を所持している方で都営住宅入居資格のある方 ② 甲優遇 申込者または同居親族が精神障害者保健福祉手帳(3級)を所持している方で都営住宅入居資格のある方 ※障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含みます。	一般の方よりも有利な優遇抽選がうけられます。 ①乙優遇(「一般」区分の7倍) ②甲優遇(「一般」区分の5倍)	・所定の申込書により募集期間中に郵送でお申込みください。 ・詳しくは、下記にお問合せください。 J K K 東 京 (東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター TEL03-3498-8894 FAX03-3409-4527 テレホンサービス 03-6418-5571
家 族 向 (ポイント方式)	申込者または同居親族が精神障害者保健福祉手帳(1～2級)を所持している方で都営住宅入居資格のある方 ※申込者が都内に継続して3年以上居住している方に限ります。 ※障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含みます。	書類審査や実態調査に基づいて住宅困窮度を判定し、困窮度の高い順に住宅をあっせんする募集方式で、応募できる世帯が限られています。	J K K 東 京 (東京都住宅供給公社) お客さまセンター 0570-03-0071 または 03-6279-2652 (ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話サービスをご利用の方)
使 用 承 継 制 度	都営住宅に住んでいる方で精神保健福祉手帳をお持ちの方とその同居者	使用承継は原則として配偶者のみに認められます。承継しようとする方または同居者が手帳をお持ちのとき、例外として三親等の親族まで使用承継できる場合があります。	J K K 東 京 (東京都住宅供給公社) お客さまセンター 0570-03-0071 または 03-6279-2652 (ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話サービスをご利用の方)
使 用 料 の 特 別 減 額	都営住宅に住んでいる方で、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方	該当する区分の使用料を減額(原則として半年または1年間、継続可能) 減額率は所得により異なります。	

2 市営住宅

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 ・ 手 続
市 営 住 宅	①青梅市内に3ヶ月以上居住していること(外国人は1年以上) ②現在、住宅に困っていることが明らかであること ③世帯の所得が所得基準内であること ④市税を完納していること ⑤入居が決定した場合、市で定める使用手続きが完了できること	市営住宅の入居者は一定の申込資格のある方の中から抽選で決定します。 募集期間と方法は、その都度「広報おうめ」でお知らせします。 ※詳しくは、窓口へ御相談ください。	住宅課公営住宅係 内線 2531・2532

◇ 障害者世帯への貸付（生活福祉資金貸付制度） ◇

【対象】

- ・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯。
- ・障害者総合支援法によるサービスの受給者証を所有している方がいる世帯。
- ・返済の見通しがたつ世帯。

障害の為に貸付が必要な状況である場合に限りです。その他、内容別にも条件があります。ご相談をいただいた結果、貸付ができない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

【内容】

- ・転居等に必要な費用
- ・障害者用自動車の購入や修理に必要な費用
- ・住宅改修等に必要な費用
- ・福祉用具等の購入に必要な費用
- ・障害者サービスを受ける為に必要な費用
- ・就職の支度に必要な費用
- ・生業（自営業）を営む為に必要な費用
- ・技能習得に必要な費用
- ・障害者用自動車の修理に必要な費用

上記の内容により、貸付の限度額や返済期間が異なります。

【担当】

社会福祉協議会

0428-22-1233



◇ 余暇活動 ◇

1 スポーツ

(1) 障害者スポーツセンター

利用施設	対象者	内容等	利用料金・休館日	窓口・手続
東京都障害者総合スポーツセンター	①障害者手帳をお持ちの方 ②前記の方と同程度の方 ③前記の方の介護をする方 ④障害のある方の福祉増進を目的とする団体 他 (④は文化施設のみ)	障害のある方々の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。 障害のある方が一人で来ても、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができます。 障害の種類、程度、スポーツの経験、利用目的等に応じて支援を行います。 各種スポーツ教室や大会も行っています。	<利用料金> ・体育施設と文化施設は無料 ・宿泊施設は有料 <休館日> ・毎週水曜日 (祝日の場合は原則として翌日) ・祝日の翌日 (日曜日の場合は休館しない。) ・年末年始(12月29日から1月3日) ※臨時休館もありますので、御利用の際は窓口へお問い合わせください。	北区十条台1-2-2 電話 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613
東京都多摩障害者スポーツセンター				国立市富士見台2-1-1 電話 042-573-3811 FAX 042-574-8579

(2) 障害者スポーツ大会

対象者	内容等	窓口・手続
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、4月1日現在中学生以上の方。 ※手帳をお持ちでない方でも、その取得に準ずる障害のある方も参加できます。	陸上競技、卓球、フライングディスクを実施しています。(毎年5～6月頃) ※事前に申込みが必要です。	(公社)東京都障害者スポーツ協会 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階 電話 03-6265-6001 FAX 03-6265-6077

2 保養施設

障害者の保養等の目的として、全国にある宿泊施設の利用料金を一部助成します。

制度	対象者	給付の内容等	窓口・手続
東京都障害者休養ホーム事業	都内に在住する精神障害者保健福祉手帳所持者およびその付添者 (助成を受けられるのは障害者1人につき介助者1人)	指定施設利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊利用料の一部を助成します。 (助成上限額) ・手帳所持者 大人6,490円 小人5,770円 ・付添者については 大人3,250円 助成回数に制限があります。 (年度1人2泊) ※前年度の繰り越しはできません。	パンフレット、申込書は、障がい者福祉課の窓口にあります。 施設や利用方法等の詳細は、パンフレットに記載されています。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132 日本チャリティ協会 電話 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964 (FAXは聴覚障害者専用)

◇ 職業関係 ◇

1 公共職業安定所（ハローワーク）

都内のハローワークには、地域の障害者就労支援機関の充実や精神障害者自身の就労意欲の高まりから、職業相談に来所する精神障害者が増加しています。

ハローワークには、障害者の職業相談・職業紹介を担当する窓口である「専門援助（第二）部門」と、企業における障害者の雇用管理に関する相談・支援を担当する窓口である「雇用指導官」が配置されています。

また、専門援助（第二）部門には、精神障害者や発達障害者を担当する精神障害者雇用トータルサポーター、障害者に関する専門知識を有する就職支援コーディネーターや就職支援ナビゲーター等の相談員が配置され、本人を始め、家族や事業所に対して相談・支援を行っています。

なお、精神障害者雇用トータルサポーターにつきましては、予約相談を実施していますので、まずは電話にて予約してください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	職業相談員の配置	問合せ時間 (平日のみ)
ハローワーク青梅 (分庁舎)	青梅市東青梅3-20-7	0428-24-9173	○	午前8時30分 ～ 午後5時15分

2 青梅市障害者就労支援センター

市内にお住まいの障害をお持ちの方の中で、一般企業に就職を希望される方への就職相談、能力開発や訓練等の助言、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した職場紹介、就労への職場実習から定着へ継続した支援を行います。利用登録期間は原則2年間ですが、必要に応じて更新することができます。

相談にかかる費用は無料ですが、職場実習や訓練等にかかる実費、交通費等は、自己負担となります。

なお、センター利用に際しては、電話またはFAXで予約してからお越しください。

名 称	対 象 者	内 容	窓 口
青 梅 市 障 害 者 就 労 支 援 セ ン タ ー	市内に居住する障害者等であって、次のいずれかに該当する方 ①一般企業への就労を希望する15歳以上の方 ②市内の福祉施設や小規模（多機能型）作業所等の福祉的就労に就いている方で一般企業への就労を希望する方 ③企業・事業所等に在職している方等	次に規定する就労面および生活面の支援を一体的に提供します。また、就労支援事業を円滑に進めていくためにその他の支援を行います。 ①就労面の支援 ・職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援 ・離職時の調整および離職後の支援 ②生活面の支援 ・日常生活の支援、職業生活支援、社会生活支援、将来設計自己決定支援 ③その他の支援 ・インターネットを活用した就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成、障害者就労の活性化、雇用の啓発、（地域開拓促進コーディネート業務）	青梅市障害者就労支援センター 利 用 日 月曜日から金曜日の毎日 利用時間 午前9時から午後5時まで 住 所 東青梅1-2-5 東青梅センタービル3階 電 話 0428-25-8510 F A X 0428-25-8512 ※初めての方は、事前予約が必要です。



3 職業能力開発センター

東京都では、精神障害回復者の職業的自立と社会参加を積極的に推進するため、原則として各都道府県の公共職業能力開発校（一般校）のうち一校を拠点校として、精神障害者の受け入れを行うという国の方針を受け、平成5年度からすべての専門校を対象に精神障害者の受け入れを実施しています。

職業能力開発センターは現在、都内に13校あります。利用者が選択できるよう昼間、夜間の様々なコースを設けています。

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー (一 般 校)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で毎日の職業訓練に耐え、一般就労の見込がある方	就職に必要な知識・技能の習得を目指して訓練を行います。	<申込み> 青梅公共職業安定所 (ハローワーク) 0428-24-9173
東 京 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	職業的自立が見込まれ、1日8時間の訓練を継続して受けられる方で次のいずれかに該当する方 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者 ⑤①～④の以外の方は要相談	就職に必要な知識・技能の習得を目指して訓練を行います。 ※東京都立職業能力開発センターでも受けられます。 所在地 小平市小川西町2-34-1 電 話 042-341-1411 (代) F A X 042-341-1451 http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/	<申込み> 青梅公共職業安定所 (ハローワーク) 0428-24-9173



4 (公財) 東京しごと財団

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

事業名	内 容	窓口・手続
総合コーディネート事業	ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。	
東京ジョブコーチ支援事業	<p>障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など職場定着に向けた支援をします。</p> <p><対象者></p> <p>都内在住または在勤の障害のある方で、①就職中または就職が決定している方②就職に結びつく可能性のある職場体験実習を行う方</p> <p><期間></p> <p>1人につき概ね20回程度</p>	<p><お問合せ・相談・申込先></p> <p>(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階 電話 03-5211-2682 FAX 03-5211-5463</p>
障害者委託訓練事業	<p>ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。</p> <p><対象者></p> <p>次のすべてにあてはまる方です。</p> <p>① ハローワークに求職登録を行い、受講の推薦を受けた方、または中途障害等により休職中の方</p> <p>② 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方等 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病等があり、公的な判定書(意見書・診断書)や医療券をお持ちの方</p> <p>③ 職業委託訓練を通じて就労しようとする意志のある方</p> <p>④ 障害の症状が固定もしくは安定しており訓練受講に支障のない方</p> <p>⑤ 訓練施設まで通所ができる方</p> <p>訓練の内容、訓練期間等の情報はホームページでご確認ください。</p>	<p><申込み></p> <p>青梅公共職業安定所 (ハローワーク) 0428-24-9173</p> <p><お問合せ・相談・申込先></p> <p>(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階 電話 03-5211-2683 FAX 03-5211-2680</p> <p>詳しくはホームページをご覧ください。 https://www.shigotozaidan.or.jp/</p>



5 精神障害者社会適応訓練事業

社会復帰の途上にある通院中の精神障害者を対象に、東京都が協力事業所（一般企業・団体）に委託して生活指導、社会適応訓練等を行います。

※病気を公表せず働きたい方や、すぐに高い賃金を得たい方は、この訓練には適しません。

対 象 者	内 容	窓口・手続
作業能力が低下しており、一般就労が難しい方や、就労体験の不足や自信がないために訓練を受けたいと考えている方で次の①～③の要件を満たす精神障害者 ①都内に住所を有する方 ②現在通院中で比較的症状が安定している方 ③原則として15歳以上60歳未満の方	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練によって生活のリズムを整えたり、仕事をする集中力や持続力をつけたり、社会的に自立することを目的としています。 ・作業内容、作業時間は対象者の作業能力等を考慮しながら、それぞれの事業所と決めていきます。 <訓練期間> <ul style="list-style-type: none"> ・原則6か月 ・必要に応じて6か月を単位に最長3年を限度として更新できます。6か月ごとに保健師や事業主と見直しを行います。 	東京都西多摩保健所 0428-22-6141 ※利用希望者は、主治医の意見を聞いてからお問合せください。

6 精神障害者総合雇用支援

主治医、雇用事業所の産業医等の医療関係者と連携し、障害者や事業主に対し、就職に向けての職業相談、職業能力・適性等の評価から就職後のアフターケア、定着・復職等の相談・支援まで、一貫したサービスを提供します。

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
精神障害者総合雇用支援	①精神障害者 ②精神障害者を雇用する、または雇用しようとする事業主	主治医との連携のもと、職場復帰、雇用促進および雇用継続のそれぞれの段階で専門的な支援を行います。 ①職場復帰支援 <ul style="list-style-type: none"> ・職場復帰のコーディネートやリワーク支援 ②雇用促進支援・雇用継続支援 <ul style="list-style-type: none"> ・職業評価、職業指導 ・職業準備支援（センター内での作業支援、ストレス対処、障害や疾病の自己理解等に関する講座・グループワーク、対人技能訓練） ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 ・精神障害のある方の採用計画等を含む雇用管理や職場適応の状況に応じた助言・援助 <費用> 支援対象者・雇用事業主に対する支援について無料で行います。	東京障害者職業センター多摩支所 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階 042-529-3341

◇ 青梅市内の医療機関（精神関連） ◇

1 精神病院

名 称	住 所	電 話 番 号	デイケア	自立支援医療指定
青梅市立総合病院	東青梅4-16-5	0428-22-3191	無	有
青梅厚生病院	今井1-2547	0428-31-7777	無	有
博仁会診療所	富岡1-318	0428-74-4411	無	有
武蔵野台病院	今井1-2586	0428-31-6632	無	有
東京青梅病院	富岡3-1254	0428-74-7111	有 (小規模)	有
東京海道病院	末広町1-4-5	0428-32-0111	無	有
多摩リハビリテーション病院	長淵9-1412-4	0428-24-3798	無	有
鈴木慈光病院	長淵5-1086	0428-22-3126	有 (小規模)	有
青梅成木台病院	成木1-447	0428-74-4111	有 (大規模)	有
西東京病院	成木1-122	0428-74-5228	無	有
成木長生病院	成木4-576	0428-74-5121	有 (小規模)	有

2 精神科診療所（クリニック）

名 称	住 所	電 話 番 号	デイケア	自立支援医療指定
河辺皮膚科メンタルクリニック	河辺町10-13-1	0428-24-3055	無	有
中野クリニック	河辺町5-21-3 ペリテビル301号	0428-24-8771	有 (小規模)	有
瀧川メンタルクリニック	師岡町4-1-8	0428-25-2277	有 (小規模)	有

3 訪問看護ステーション

名 称	住 所	電 話 番 号
岩尾会訪問看護ステーション	末広町1-4-5	0428-32-0211
和風会梅の園訪問看護ステーション	長淵6-483-4 ダイユウマンション1F	0428-22-0207
訪問看護ステーションI-Me (アイミー)	新町9-2153-3	042-570-1201
訪問看護ステーション ポッポ	勝沼1-28-14	0428-22-8082
ケアサポートカナイ訪問看護ステーション	新町5-5-13 メゾン幸和第2ビル202	0428-33-5856
医療法人社団幸悠会 訪問看護ステーション ファインデイズ青梅	長淵5-1086 多目的ホール1階	0428-84-2834
訪問看護ステーション あん	新町5-36-11 シーグリーン102	0428-78-2517
ケアーズ青梅 アラウンド∞訪問看護ステーション	新町8-25-1-A101	0428-78-0827
順心訪問看護ステーション	新町9-4-2	0428-33-0151
大久野病院訪問看護ステーション※	千ヶ瀬町6-797-1 2階	0428-78-3112

※利定会大久野病院訪問看護ステーションは、高次脳機能障害者の方に限ります。



◇ 青梅市内の事業所 ◇

市内にある事業所の中で、精神の障害をお持ちの方を対象に事業を行っている事業所を掲載しております。

1 計画相談支援

事業所名	住所	電話番号
特定・障害児相談事業所 じりつ	今井5-2434-2	0428-32-1631
相談支援センター わかば	大門2-259-3	0428-34-9230
特定相談支援事業所 だいもん	大門2-261-1 青梅市障がい者サポートセンター内	0428-30-0152
相談支援事業所 おおぞら	成木2-130-2	0428-74-4192
相談支援事業所 くらやしき	新町1-8-2	0428-78-2722
ほめてこ・おうめ児童相談所	新町3-65-2 パークハイツ蔵屋敷105号室	0428-78-2335
ポラリス相談室	新町7-5-5	0428-27-4178
ケアプラン新町	新町7-63-5 エルベール新町Ⅱ号館133	0428-30-0085
相談支援事業はんず	本町131 桑田ビル4階	080-6756-4983
有限会社アイケアサービス青梅	東青梅1-7-8	0428-22-2339
自立支援塾おうめ・相談室	東青梅3-8-5 葵マンション106	0428-84-0054
もみの木	東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号	0428-78-3691
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵5-1086	0428-25-1200

2 地域移行支援

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 おおぞら	成木2-130-2	0428-74-4192
相談支援事業所 くらやしき	新町1-8-2	0428-78-2722
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵5-1086	0428-25-1200

3 地域定着支援

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所 くらやしき	新町1-8-2	0428-78-2722
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵5-1086	0428-25-1200

4 宿泊型自立訓練

事業所名	住所	電話番号
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵5-1086	0428-25-1200

5 自立訓練（生活訓練）

事業所名	住所	電話番号
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵5-1086	0428-25-1200

6 就労移行支援

事業所名	住所	電話番号
青梅市自立センター 就労支援事業所	今井5-2434-2	0428-32-1631
ジョイントワーク ひこばえ	大門2-259-3	0428-32-8757

7 就労継続支援（A型）

事業所名	住所	電話番号
自立支援塾 ぱん工房	東青梅2-18-5 セトル東青梅106・107	0428-84-2421
アルホープ	東青梅5-3-4 アルトポント2階	0428-24-3612

8 就労継続支援（B型）

事業所名	住所	電話番号
青梅市自立センター 就労支援事業所	今井5-2434-2	0428-32-1631
ジョイントワーク ひこばえ	大門2-261-1	0428-32-8757
いいあさファーム	成木3-315-5	0428-85-8676
自立支援塾 クリード新町	新町7-54-6 クリード青梅新町	0428-33-1256
自立支援塾 ぱん工房	東青梅2-18-5 セトル東青梅106・107	0428-84-2421
自立支援塾 ぱん工房べんとう部	東青梅4-19-5 自立支援塾かべ1階	0428-84-2912
自立支援塾 クリード青梅	野上町4-4-5 藤村ビル1階	0428-30-7103
ダックス	黒沢3-1778-1	0428-74-9546
和気あいあいグリーンハウス	東青梅1-8-8 ケイ・コーナービル1階	0428-23-1525
就労継続支援B型作業所 悠	師岡町4-12-18	0428-84-2177

9 生活介護

事業所名	住所	電話番号
青梅市自立センター 生活介護事業所	今井5-2434-2	0428-32-1631
いいあさファーム	成木3-315-7	0428-85-8676
自立支援塾クリード青梅	新町7-54-6 クリード青梅新町管理棟	0428-33-1277

10 居宅介護

事業所名	住所	電話番号
ウェルビーケアセンター	友田町4-278-17	0428-27-1916
ケアサポート泉	新町4-18-9 内田マンション201	0428-30-3388
訪問介護事業所 あゆみえん	新町9-2153-3	0428-30-5556
有限会社アイケアサービス青梅	東青梅1-7-8	0428-22-2339
ここひろヘルパー	東青梅4-17-42	0428-23-8220
もみの木	東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号	0428-78-3691
MIHALCOケアセンター	河辺町10-11-15 メゾンなりき306	0428-84-0813
ニチイケアセンター青梅	河辺町10-11-4 橋本ビル2階	0428-20-1533
ポラリス	裏宿町660	0428-27-1734
青い鳥	長淵5-773	0428-22-8857
サポートセンター エンゼルランプ	仲町253-1-401号	0428-23-6841
株式会社ヴァリュウ ファーストケア	長淵6-483-4 ダイユーマンション1階	0428-20-2080

11 行動援護

事業所名	住所	電話番号
もみの木	東青梅6-2-29 カーサオヤマ102号	0428-78-3691
ポラリス	裏宿町660	0428-27-1734

12 短期入所

事業所名	住所	電話番号
クリード青梅SS	今井3-30-7	0428-30-7103
クリード青梅新町SS	新町7-54-6	0428-33-1256
自立支援塾かべSS	東青梅4-19-5 自立支援塾かべ	0428-84-2912
多機能型支援施設 ほたるの里	長淵5-1086	0428-25-1200
自立支援塾おざくSS	*	0428-34-9193
友愛学園児童部 ※1	成木2-107	0428-74-5453

※1…障害児のみ

13 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	住所	電話番号
ベルツリー	*	0428-21-7950
グループホームワンステップ 第1 青梅市ユニット	*	0428-25-0080
ブルーシャトー	*	0428-74-7345
自立支援塾 かべ1	*	0428-84-2912
自立支援塾 かべ2	*	0428-84-2912
自立支援塾GH おざく1	*	0428-34-9193
自立支援塾GH おざく2	*	0428-34-9193



14 放課後等デイサービス

事業所名	住所	電話番号
ありえす	千ヶ瀬町4-572-6	0428-78-3310
ドリームボックス河辺	師岡町4-11-1 ヴィラ・エイジ101	0428-84-2350
友愛こどもクラブとことこ	成木2-107	0428-74-5453
オルオルハウスかすみ	新町1-43-6	0428-78-2437
らんらんすばる	新町3-20-3 ダイヤパレス1階	0428-78-0955
おひさま放課後デイサービス	新町5-24-3	0428-27-9076
きらきらすばる	大門2-281-1	0428-34-9703
ポラリスキッズ	新町7-5-5	0428-27-4860
オルオルネクストかべ	河辺町5-23-7	0428-78-3567
こどもプラス青梅教室	野上町2-10-2 平沼ビル1階101	0428-84-0782
オルオルアドバンスすえひろ	末広町2-1-31	0428-78-2884
s e l e c t a	野上町3-2-9 ディアコートM・S1階	0428-84-2810
このこのビレッジ青梅	東青梅3-25-3	0428-84-0685
放課後等デイサービス Tomorrow	東青梅1-4-11	0428-23-7346
わくプレ2	新町1-4-17 アニバーサリー102	0428-78-0350
放課後等デイサービス 彩	東青梅1-4-4 コヤマビル2階	0428-84-2012

15 児童発達支援

事業所名	住所	電話番号
ぷちぷちすばる	大門2-281-1	0428-34-9702

◇ 主な施設の地図 ◇

● 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

住所：多摩市中沢 2-1-3

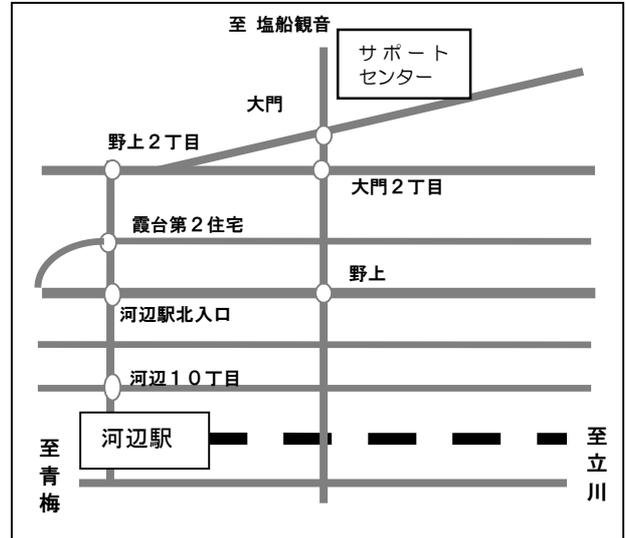
電話：042-371-5560



● 青梅市障がい者サポートセンター

住所：青梅市大門 2-261-1

電話：0428-30-0152



● 西多摩保健所

住所：青梅市東青梅 1-167-15

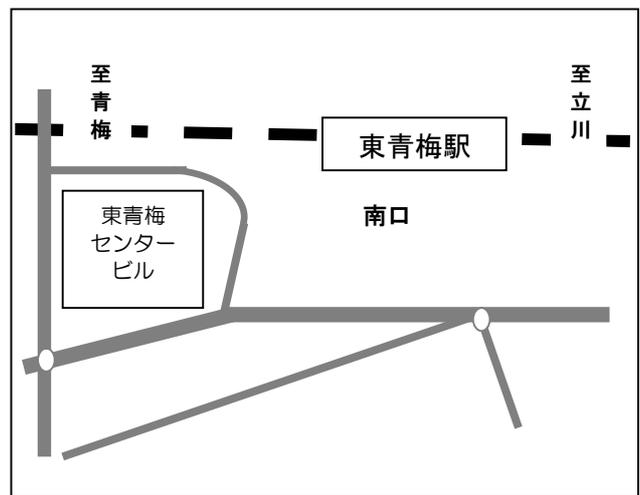
電話：0428-22-6141



● 青梅市障害者就労支援センター

住所：青梅市東青梅 1-2-5 東青梅センタービル 3階

電話：0428-25-8510





こころのしおり～精神の障害をお持ちの方とその御家族の方へ～

令和2年3月発行

編集／発行 青梅市健康福祉部障がい者福祉課
〒198-8701
東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話番号 0428-22-1111（代表）
URL <http://www.city.ome.lg.jp>

再生紙を使用しています



青梅市